

- 土地改良事業施行の同意……………(農林水産省)一  
 ○土地改良事業の工事の完了……………(同)一  
 ○右 同……………(西林水産)二  
 ○道路の位置の指定……………(農林水産省)二  
 ○型式の検定適合遊技機……………(十和田市)二  
 公安委員会 (生活安全課)二

## 出先機関

### 土地改良事業施行の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、八戸市に係る次の土地改良事業の施行に平成十四年四月一日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公告する。

平成十四年四月十二日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆夫

十三年災農業用施設災害復旧事業 五九一一〇一	五九一五	五九一四	五九一三	五九一一	十三年災農地災害復旧事業	事業を行う者 平 戸 町	年 月 日 工事完了	土地改良事業の名称
								事業を行う者 平 戸 町
"	"	"	"	"	平成四・三・六	平成四・三・六	平成四・三・六	平成四・三・六
"	"	"	"	"	一四・三・一	一四・三・一	一四・三・一	一四・三・一

目次

一 事業名 基盤整備促進  
二 地区名 向谷地前

### 土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次とおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月十二日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆夫

# 青森県報

号外第四十四号

平成十四年四月十二日（金曜日）

"	"	"	"
五九一一〇四	"	"	"
五九一一〇五	"	"	"
"	"	"	"
四三一〇	"	"	"
四三一九	"	"	"

## 土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月十二日

西地方農林水産事務所長 小林雅彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	年月日	工事完了
十二年災農業用施設災害復旧事業 一〇一〇二	深浦町	平成三・三・四	

## 十和田県土整備事務所告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次とおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月十二日

十和田県土整備事務所長 上原佳三

## 青森県公安委員会告示第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十二日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型式名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機 ぱちんこ遊技機	CRダンスタイム CR新春一番	株式会社ソフィア
CRファーバーパチリーグDX CRファーバーパチリーグSP	CRスープーラスカル2 ファーバーバイキングDX	株式会社三共

三沢市上久保一丁目三一の四二八まで	位 置
ル六一・二九メートル	延 長
六・〇〇メートル	幅 員
平成四・三・七	指定年月日

## 公 安 委 員 会

回胴式遊技機	同右	同右	同右	同右
ダイブンカー30	ビッグシューターV	CR・ビッグシューターK	チキチキマシンV	CRフィーバーパチリーグGP
太陽電子株式会社	同右	同右	株式会社平和	同右

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十五円一錢	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人
	東奥印刷株式会社	